

会費値上げ・会費納入時期のお知らせ

平成 28 年 5 月 26 日に高分子学会定時代議員総会が開催され、細則変更（会費値上げおよび会費納入時期の変更）の件が、提案通り承認されました。これにより個人、法人の会費は下表の通り、平成 29 年度会費より変更されます。また、平成 30 年 4 月から会費納入時期を毎年 4 月に統一化いたします。

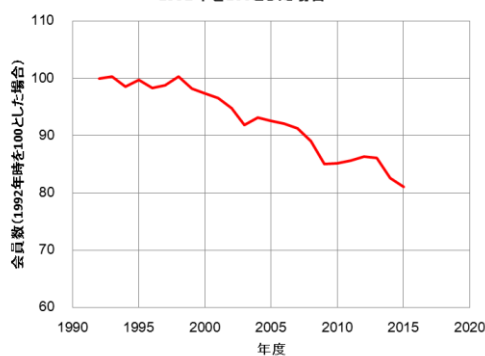
なお、会費のお支払いについての詳細は会費請求時にお送りいたしますご案内をご覧ください。

会費値上げ・会費納入時期統一化の背景

高分子学会は、平成 5 年から会費を据え置き、コスト削減と共に収益事業の拡充等収支均衡に努めてきましたが、近年の継続的な会員減少（図 1）に伴う会費収入の減少は財務状況に大きな影響を及ぼしている状況です。今後、経費削減のみでは当学会の活動に支障が生じる恐れがあり、経費削減の継続と並行して、会員の皆様に会費値上げをお願いするものです。一方、従来の入会月に応じた年 4 回の会費納入時期を 4 月に統一化させ、複雑な会計処理を改善し事務処理の効率化を図って参ります。会員の皆様の深いご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

（図1）個人会員数の推移

1992年を100とした場合



1 会費値上げに関して

1.1 会費値上げ時期

平成 29 年（2017 年）4 月より

1.2 改定会費

表 1 のとおりそれぞれの会員区分に応じ年会費を改定いたします。

(表1) 会員区分ごとの改定後の会費

区分	改定	現行
入会金（正会員のみ）	1,500 円	1,000 円
維持会員	350,000 円	300,000 円
賛助会員	70,000 円	60,000 円
公共会員	25,000 円	20,000 円
正会員	11,000 円	9,200 円
学生会員	5,000 円	4,600 円

2 会費納入時期統一化に関して

現行では、入会月に応じて1月、4月、7月、および10月と会費納入時期を年4回（学生会員は4月、10月の年2回）設けております。変更後は入会月に関わらず会費納入時期を毎年4月といたします。

2.1 納入時期統一化の始期

平成30年（2018年）4月より

（会費値上げ時期と異なっておりますのでご注意ください）

以上

参考資料

会費のお支払いについて

高分子学会会費改定、及び会費納入時期統一化に伴い、会費のご請求に関しては下記の通りとさせていただきます。

1. 平成28年10月、および平成29年1月に会費をお支払いいただく場合

この間に会費をお支払頂く会員（正会員・学生会員）には、平成28年度、平成29年度（改定後）の会費をそれぞれ月割りしてご請求させていただきます（表1）。

表1. 会費納入に関する情報（正会員および学生会員、会費合計、（）内は学生会費）

支払月(*)	平成28年度会費	平成29年度会費 (改定後)	会費合計
平成28年10月	平成28年10月～ 平成29年3月分	平成29年4月～ 平成29年9月分	10,100円 (4,800円)
平成29年1月	平成29年1月～ 平成29年3月分	平成29年4月～ 平成29年12月分	10,550円

(*)会費は支払月のおよそ2ヶ月前にご請求させていただきます。

2. 平成29年7月から平成30年1月までに会費をお支払いいただく場合

この間に会費をお支払頂く会員（正会員・学生会員）には、会費納入時期統一化のため、平成29年度分会費を月割りしてご請求させていただきます（表2）。平成30年度分会費は平成30年4月お支払い分として改めてご請求申し上げます。

表2. 会費納入に関する情報（正会員および学生会員、会費合計、（）内は学生会費）

支払月(*)	平成29年度会費 (改定後)	会費合計
平成29年7月	平成29年7月～ 平成30年3月分	8,250円
平成29年10月	平成29年10月～ 平成30年3月分	5,500円 (2,500円)
平成30年1月	平成30年1月～ 平成30年3月分	2,750円

(*)会費は支払月のおよそ2ヶ月前にご請求させていただきます。

以上